

災害ボランティアセンター相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、福井県大野市及び岐阜県郡上市の区域内において重大な災害が発生したとき、災害ボランティアセンターの設置、運営等に関し、大野市社会福祉協議会及び郡上市社会福祉協議会（以下「両社協」という。）が相互に連携し、協力することにより、その円滑化を図り、災害ボランティア活動に万全を期すことを目的とする。

(災害の種類及び程度)

第2条 この協定が想定する「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

2 この協定が想定する「災害の程度」は、災害により多くの人的又は物的な被害を受け、住民の日常生活に大きな支障が生じ、相互の応援協力を必要とする場合とする。

(応援協力の要請)

第3条 被災した市に存する社会福祉協議会（以下「被災市社協」という。）が前条第2項に定める応援協力を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、電話、メールその他の連絡手段で要請するものとする。

- (1) 災害の種類、発生の日時及び場所、程度並びに被害の状況等
- (2) 災害ボランティアセンターの設置場所（予定を含む。）及びその設置場所への経路の状況等
- (3) 応援協力を要請する人数、内容及びその期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援協力要請に必要なこと

2 被災市社協は、前項の要請をした後、速やかに文書で要請書を提出するものとする。

3 両社協は、激甚な災害により通信の途絶等被災市社協と連絡が取れないときは、第1項の規定にかかわらず、自主的な情報収集による独自の判断で支援をすることができる。この場合においては、同項による応援協力要請があったものとみなす。

(応援協力の実施及び期間)

第4条 応援協力する社会福祉協議会（以下「応援社協」という。）は、被災市社協の指示に従い、災害ボランティアセンターの設置、運営等が円滑に行われるよう支援を行うものとする。

2 前項の期間は、被災市社協が災害ボランティアセンターを閉鎖するまでの期間とする。ただし、状況によりその期間を変更することができる。

(応援の内容)

第5条 この協定による応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援社協職員の派遣
- (2) 災害ボランティアセンターの設置、運営等の支援
- (3) 災害救援活動に必要な物資の提供及びあっせん

(4) 災害ボランティアの受入れ調整及び活動のコーディネート

(5) 前各号に掲げるもののほか、災害ボランティアセンター活動に必要と認められる事項（経費の負担）

第6条 応援社協の応援協力を要した経費は、原則として応援社協の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、両社協が協議のうえ定めるものとする。

(連絡担当窓口と平常時の連携)

第7条 両社協は、災害に備え、又は災害時の円滑な連絡調整等に資するため、相互の連絡担当窓口を明らかにし、事前に確認を行うものとする。

2 両社協は、この協定による応援協力が円滑に行われるよう、平常時において、災害ボランティアに関する情報等について交換するとともに、活動の交流を図るものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から起算して5年とし、当該期間が満了する3か月前までに両社協のいずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、さらに5年延長されたものとする。それ以後についても、同様とする。

(その他)

第9条 両社協は、この協定内容の実施にあたって、福井県大野市と岐阜県郡上市との間で締結する災害時相互応援協定（平成19年1月12日）との調整を図らなければならない。

2 この協定に定めるもののほか、災害ボランティアセンターの相互応援に関し必要なことは、両社協が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両社協会長が署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和2年7月29日

福井県大野市天神町1番19号

社会福祉法人大野市社会福祉協議会

会長 齊藤 康文



岐阜県郡上市大和町徳永585番地

社会福祉法人郡上市社会福祉協議会

会長 石神 鉄

